

お知らせ

マイナンバーカード（マイナ保険証）のご利用について

政府による医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、**令和5年4月1日**より初診・再診時の加算点数が変更となります。（保医発0131第5号より）

マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用したオンライン保険証資格確認システムを通じて、薬剤情報や特定健診情報等を取得・活用することにより質の高い医療の提供が出来るようになります。

患者様には正確な情報を取得・活用するために、マイナンバーカード（マイナ保険証）の利用にご協力をお願いいたします。

マイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちの患者様は、たいへんお手数ですが**受診の都度、マイナンバーカード（マイナ保険証）をカードリーダーへご提示ください**ますよう、お願いいたします。

初診・再診の加算点数		令和5年4月1日から
初診	通常の保険証を利用	6点
	マイナンバーカード （マイナ保険証、薬剤情報、 特定健診の情報取得）	2点
再診	通常の保険証を利用	2点
	マイナンバーカード （マイナ保険証、薬剤情報、 特定健診の情報取得）	加算なし

防府リハビリテーション病院 院長
令和5年4月